

鹿児島市が所有する船舶の売却に係る一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

交通船「汽船しんじま」（以下「本船」という。）の売却

2 本船の所在地

鹿児島県鹿児島市高免町410番地16地先（浦之前港）

3 本船の概要

船 質	FRP	全 長	12m以上 14m未満
船種船名	汽船 しんじま	旅客定員	12人
総トン数	6.74トン	検査期日 その他	令和6年12月23日 売買を含むもの ・救命胴衣 大人用 16着 小人用 8着 ・係船ロープ ・浮き輪 2個
竣 工	昭和51年8月		
航行区域	平水区域		
機関型式	4CHK		
出 力	ディーゼル・51.50kW		
長 さ	11.20m		
幅	2.40m		
深 さ	0.90m		

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 納期の到来している市区町村民税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

5 売却の条件

- (1) 売買代金を完納後、令和8年7月14日（火）までに速やかに所有権の移転登録を行い、同月31日（金）までに本船を現況有姿で鹿児島県鹿児島市高免町410番地16地先（浦之前港）において引渡しを受け搬出すること。
- (2) 本船の所有権に係る移転登録は、鹿児島市（以下「売主」という。）から落札者（以下「買主」という。）へ行うものとする。
- (3) 本船の搬出等に係る費用は、全て買主が負担すること。

6 入札参加資格審査申請

入札参加を希望される方は、「一般競争入札参加資格審査申請書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えてお申し込みください。

(1) 受付期間

令和8年5月18日（月）から同年6月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とします。

(2) 受付場所

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係（桜島支所1階）

(3) 添付書類

納税証明書（発行日から3か月以内のものであり、原本とする。）

ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

イ 鹿児島市の市税（鹿児島市内に事務所等がない場合は、本社所在地の市区町村民税）について未納がないことの証明書

(4) その他

ア 各提出書類は、令和8年5月1日（「基準日」とする。）現在で作成してください。

イ 提出書類は、直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合、令和8年6月2日（火）必着とします。

ウ 審査に必要なすべての書類が提出された時点で申請を受け付けます。提出期限までにすべての書類が提出されていない場合は、申請は無効となります。

エ 入札参加資格審査申請後、都合により入札に参加できなくなった場合は、「一般競争入札辞退届」（様式7）を提出してください。

7 質疑

本実施要領等に対して質問があり、回答を求める場合は、令和8年5月27日（水）午後1時までに質問内容を記載した質問書を鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係あてにファックス又は電子メールにより提出してください。（様式は任意）

質疑に対する回答は、同月29日（金）までに鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において閲覧できるようにします。

8 入札参加資格の確認通知

入札参加資格審査申請書を提出した方のうち、審査の結果、資格者と認められた方には、令和8年6月11日（木）までに「一般競争入札参加資格確認通知書」（様式2）により結果を通知します。

9 売却物品の確認

- (1) 本船は、令和8年3月31日（火）に運航を終了した後、浦之前港に係留しています。
- (2) 本船は、現況有姿で引渡しを行うため、入札参加を希望する方は、法令等に基づく規制及び諸条件の調査を行ってください。これに係る費用は、入札参加希望者の負担とします。
- (3) 本船の売却に係る売却物品説明会を令和8年6月15日（月）午前10時から行います。

なお、売却物品説明会への参加は、入札参加資格の要件としません。

- (4) 入札受付時に、「物品確認書」（様式3）を提出してください。

10 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月17日（水）午前10時から
- (2) 受付 受付の際、入札保証金の納付を行いますので、入札開始予定時間の20分前までにお越しください。
- (3) 場所 鹿児島市桜島藤野町1439番地
鹿児島市桜島支所1階災害対策室

11 入札保証金の納付

- (1) 入札の受付時に、見積もる入札金額の100分の5以上に相当する入札保証金（現金）を、氏名等を記載した封筒に入れ、受付で納入してください。

（例）入札書に11,000,000円と記入する場合

11,000,000円…入札者が見積もる入札金額
11,000,000円×5/100=550,000円…入札保証金の額

※再入札（3回まで）及び入札不調後に見積合わせによる随意契約を行う場合がありますので、再入札金額及び見積合わせの金額を見込んで納付してください。（再入札時の追加納付はできません。）

- (2) 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後「入札保証金預り証」（様式4）と引き換えに速やかに還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当するものとします。
- (3) 落札者が契約締結期限（令和8年6月23日（火）まで）に契約を締結しない場合、落札は無効となり、納付された入札保証金は鹿児島市に帰属することになります。

12 入札方法等

- (1) 受付及び入札保証金の納付

入札の受付時に、入札保証金を納付していただきます。

なお、代理人により入札する場合は、受付の際、「委任状」（様式5）を提出してください。

(2) 入札方法

ア 「入札書」（様式6）には入札金額並びに日付、入札者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

イ 入札金額の記入は、算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

ウ 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

エ 入札回数は、3回までとします。

オ 入札締切後、直ちに改札します。

(3) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、予定価格以上で最高の価格で入札した入札者を落札者とします。

イ 落札者となる同価格の入札者が2名以上あったときは、くじによって落札者を決定します。なお、くじを辞退することはできません。

ウ 開札の結果、予定価格に達しない場合は、直ちに再入札をおこないません。再入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入してください。

エ 再入札の際は、再入札金額の100分の5以上に相当する入札保証金が納付されているか確認してください。（不足している場合は、再入札は無効となります。）

オ 再々入札を行っても予定価格に達しない場合は、入札不調とします。

カ 入札不調後に随意契約を希望する入札者があるときは、見積合わせを行う場合があります。

1.3 入札の際に持参するもの

(1) 当市から送付された一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）

(2) 物品確認書（様式3）

(3) 委任状（様式5）

ア 代表者が入札に参加する場合は、委任状は不要です。

イ 代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札に参加する場合は、本人（委任者）の実印を押した委任状（印鑑証明書を添付）を提出してください。

(4) 入札保証金（現金）

(5) 入札書（様式6）

再入札または再々入札を行う場合がありますので、予め複数枚準備してください。

(6) 筆記用具

1.4 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札において前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- コ 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出してください。
- (3) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできません。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

1.5 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年6月23日（火）までに契約を締結することとします。
 - ※契約締結期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となり、入札保証金は鹿児島市に帰属することになりますのでご注意ください。
- (2) 契約締結にあたって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。なお、契約保証金は、売買代金に充当します。
 - 契約時に売買代金を一括払いする場合は、契約保証金は不要です。

1.6 売買代金の支払方法

- (1) 支払方法は、次のア又はイのいずれかとします。
 - ア 売買契約締結と同時に売買代金を一括納付する方法
この場合、契約保証金は不要です。
 - イ 売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、残金を令和8年6月30日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に納付する方法
- (2) 売買代金を令和8年6月30日（火）までに納付しない場合は、契約は解除となり、契約保証金は鹿児島市に帰属することとなりますのでご注意ください。
- (3) 売買代金の分割納入はできません。

1.7 所有権の移転及び引渡し

- (1) 売買代金を完納後、令和8年7月14日（火）までに速やかに売主から買主への本船の所有権に係る移転登録を行うものとします。その際、売主は移転登録に必要な書類を買主に渡し、直ちに所有権の移転登録を行い、同月31日（金）までに本船の引渡しを浦之前港で受け、搬出することとします。なお、本船の所有権移転の手続等登録に係る経費につ

いては、買主の負担とします。

- (2) 売主は、本船並びに船用品及び艀装品を含め、一切の付属品を、既使用、未使用の別を問わず、買主に引き渡します。
- (3) 本船は、現況有姿で引き渡すものとし、補修及び入渠等に係る経費については全て買主の負担とします。
- (4) 買主は、契約締結後に、本船に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとします。
- (5) 本船の引渡時における残存燃料油等については、売買代金に含めるものとします。
- (6) 本船の引渡しは、浦之前港において行います。
- (7) 本船の引渡後、買主は船名を変更し、当該船舶に記載されている鹿児島市等の文字を削除することとします。
- (8) 売買契約締結から本船の引渡しまでに、本船が売主の責めに帰することができない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、売買代金を買主に返還します。
- (9) 本船の引渡後における一切の事故、損害等については、全て買主の負担とします。
- (10) 契約書に定めのない疑義が生じた場合は、契約当事者間で協議するものとします。

18 問い合わせ先

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係

電話 099-293-2346

ファックス 099-293-3744

電子メール sasou-chiiki@city.kagoshima.lg.jp